

第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること

学校名	兵庫県立総合衛生学院
設置者名	兵庫県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数・時間数	省令で定める基準単位数・時間数	配置困難
専門課程	助産学科		35 単位	4 単位	
	看護学科(定時制)		61 単位	7 単位	
	歯科衛生学科		89 単位	10 単位	
	介護福祉学科		61 単位	7 単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

要望があれば、実務経験のある教員等による授業科目の入ったシラバスを冊子で提供
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	兵庫県立総合衛生学院
設置者名	兵庫県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	兵庫県立総合衛生学院運営会議
役割	入学試験の実施、単位の修得の認定、卒業の認定その他学院の運営に関する事項を審議する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
保健医療部医務課医療人材確保班主幹（看護指導担当）	2020. 4. 1～	医療関係者の人材育成を担当
福祉部高齢政策課介護人材対策班長	2020. 4. 1～	福祉関係者の人材育成を担当
（備考）運営会議構成員名簿添付		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	兵庫県立総合衛生学院
設置者名	兵庫県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
授業計画は、学科ごとに年度末に行う授業評価に基づき、前年度の2月末に教務主任会議で検討の上作成し、「教育課程ガイダンス」「実習要領」等として印刷、学生に配布している。 「教育課程ガイダンス」には、授業科目の一覧、担当講師名、単位数・時間数、科目設定のねらいと内容、授業評価の方法を記載している。 「実習要領」には実習の構成(実習目的、施設、単位数、時間数など)、実習の進め方、実習評価の基準、実習の注意事項等を記載している。	
授業計画書の公表方法	冊子について要望があれば提供する。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
学習成果の把握の方法については科目によって異なるが、筆記試験、実技試験、レポート等提出物、研究発表の内容等により客観的な評価を行っている。 実習においては、レポート等の提出物、実習についての理解度や実習中にとった行動についての実習先の評価等を勘案して評価を行っている。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 国家試験の受験資格取得を目的とし、開設科目全てを必修科目としている。 このため、①同じ学科の学生は全員同じ科目を受講していること、②1学年の学生数も少ないことから、各科目について100点満点での評価として成績を管理し、60点以上を合格として、進級・卒業の基準としている。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	評価の方法については学生生活ハンドブックに記載し公表している。
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業の認定基準については、兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年規則第76号）第21条に「修業年限以上在学し、かつ、授業科目にかかる単位をすべて習得した学生に対して卒業を認める。」として、学科試験等（第20条）、単位の修得（第20条の2）とともに記載されている。 卒業に必要な単位の認定に当たっては、運営会議の審議を経て学院長が認定している。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）として公表している。

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	兵庫県立総合衛生学院
設置者名	兵庫県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	公立の専門学校であり、法人化していないため該当なし
収支計算書又は損益計算書	〃
財産目録	〃
事業報告書	〃
監事による監査報告（書）	〃

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
医療（看護）		専門課程	助産学科		○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1 年	昼	35 単位	24 単位	－単位	11 単位	－単位	－単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
20 人		17 人	0 人	10 人	43 人	53 人	

※授業の種類で、講義と演習で構成される科目は、講義として分類した。

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画は、学科ごとに年度末に行う授業評価に基づき、前年度の2月末に教務主任会議で検討の上作成し、「教育課程ガイダンス」「実習要領」等として印刷、学生に配布している。 「教育課程ガイダンス」には、授業科目の一覧、担当講師名、単位数、科目設定のねらいと内容、授業評価の方法を記載している。 「実習要領」には実習の構成（実習目的、施設、単位数など）、実習の進め方、実習評価の基準、実習の注意事項等を記載している。
成績評価の基準・方法
（概要） 国家試験の受験資格取得を目的とし、開設科目全てを必修科目としているため、同じ学科の学生は全員同じ科目を受講していること、また、1学年の学生数も少ないことから、各科目について100点満点での評価として成績を管理し、60点以上を合格として、進級・卒業の基準としている。

卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業の認定基準については、兵庫県立総合衛生学院学則（昭和 46 年規則第 76 号）第 21 条に「修業年限以上在学し、かつ、授業科目にかかる単位をすべて習得した学生に対して卒業を認める。」として、学科試験等（第 20 条）、単位の修得（第 20 条の 2）とともにしており、県規則として公表している。 卒業に必要な単位の認定に当たっては、運営会議の審議を経て、学院長が認定している。
学修支援等
(概要) 各科目の試験・レポートで合格点を取れなかった学生には再試を行っており、再試に向けては担任等がきめ細かく指導を行っている。 また、実習においては確実に単位を取得できる基準に達するよう、個々の学生の弱い部分を実習指導教員が重点的に指導している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
13 人 (100%)	0 人 (0%)	13 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 総合病院、産科医院			
(就職指導内容) 学校への求人の公表・斡旋、就職面接の指導等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 助産師国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
16 人	2 人	11.8%
(中途退学の主な理由) 学業不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学業不振の学生に対しては、教員が細かく指導を行い所定のレベルに引き上げるようにしている。 また、経済的な支援として、授業料免除制度、日本学生支援機構等の奨学金・給付金の紹介・手続きのほか、精神面の支援として、臨床心理士による学生相談を月 1 回行っている。		

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療（看護）		専門課程	看護学科 2年課程 定時制		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	72 単位	55 単位	－単位	17 単位	－単位	－単位	
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
120 人		66 人	0 人	8 人	86 人		94 人	

※授業の種類で、講義と演習で構成される科目は、講義として分類した。

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） 9
（概要） 授業計画は、学科ごとに年度末に行う授業評価に基づき、前年度の2月末に教務主任会議で検討の上作成し、「教育課程ガイダンス」「実習要領」等として印刷、学生に配布している。「教育課程ガイダンス」には、授業科目の一覧、担当講師名、単位数・時間数、科目設定のねらいと内容、授業評価の方法を記載している。実習要領には実習の構成（実習目的、施設、単位数、時間数など）、実習の進め方、実習評価の基準、実習の注意事項等を記載している。
成績評価の基準・方法
（概要） 国家試験の受験資格取得を目的とし、開設科目全てを必修科目としているため、同じ学科の学生は全員同じ科目を受講していること、また、1学年の学生数も少ないことから、各科目を100点満点での評価として成績を管理し、60点以上を合格として進級・卒業の基準としている。
卒業・進級の認定基準
（概要） 卒業の認定基準については、学則（兵庫県規則）第21条に「修業年限以上在学し、かつ、授業科目にかかる単位をすべて習得した学生に対して卒業を認める。」として、学科試験等（第20条）単位の修得（第20条の2）とともに記載しており、県規則として公表している。 卒業に必要な単位の認定に当たっては、運営会議の審議を経て学院長が認定している。
学修支援等
（概要） 各科目の試験・レポートで合格点をとれなかった学生には再試を行っており、再試に向けては担任等がきめ細かく指導を行っている。また、実習においては確実に単位を取得できる基準に達するよう、個々の学生の弱い部分を実習指導教員が重点的に指導している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
18 人 (100%)	0 人 (0%)	16 人 (88.9%)	2 人 (11.1%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 学校への求人の公表・斡旋、就職面接の指導等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
71 人	5 人	7.0 %
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学業不振の学生に対しては、教員が細かく指導を行い所定のレベルに引き上げるようにしている。 また、経済的な支援として、授業料免除制度、日本学生支援機構等の奨学金・給付金の紹介・手続きのほか、精神面の支援として、臨床心理士による学生相談を月 1 回行っている。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療(その他)		専門課程	歯科衛生学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼	2, 990 時間／98 単位	2, 090 時間 78 単位	— 時間 — 単位	900 時間 20 単位	— 時間 — 単位	— 時間 — 単位
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		114 人	0 人	10 人	57 人	67 人	

※授業の種類で、講義と演習で構成される科目は、講義として分類した。

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画は、学科ごとに年度末に行う授業評価に基づき、前年度の 2 月末に教務主任会議で検討の上作成し、「教育課程ガイダンス」「実習要領」等として印刷、学生に配布している。 「教育課程ガイダンス」には、授業科目の一覧、担当講師名、単位数・時間数、科目設定のねらいと内容、授業評価の方法を記載している。 「実習要領」には実習の構成（実習目的、施設、単位数、時間数など）、実習の進め方、実習評価の基準、実習の注意事項等を記載している。
成績評価の基準・方法
（概要） 国家試験の受験資格取得を目的とし、開設科目全てを必修科目としているため、同じ学科の学生は全員同じ科目を受講していること、また、1 学年の学生数も少ないことから、各科目を 100 点満点での評価として成績を管理し、60 点以上を合格として進級・卒業の基準としている。
卒業・進級の認定基準
（概要） 卒業の認定基準については、学則（兵庫県規則）第 21 条に「修業年限以上在学し、かつ、授業科目にかかる単位をすべて習得した学生に対して卒業を認める。」として、学科試験等（第 20 条）単位の修得（第 20 条の 2）とともに記載しており、県規則として公表している。 卒業に必要な単位の認定に当たっては、運営会議の審議を経て学院長が認定している。
学修支援等
（概要） 各科目の試験・レポートで合格点をとれなかった学生には再試を行っており、再試に向けては担任等がきめ細かく指導を行っている。 また、実習においては確実に単位を取得できる基準に達するよう、個々の学生の弱い部分を実習指導教員が重点的に指導している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
45 人 (100%)	0 人 (0%)	44 人 (97.8%)	1 人 (2.2%)
(主な就職、業界等) 歯科診療所、病院の口腔外科			
(就職指導内容) 学校への求人の公表・斡旋、就職面接の指導等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
121 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学業不振の学生に対しては、教員が細かく指導を行い所定のレベルに引き上げるようにしている。 また、経済的な支援として、授業料免除制度、日本学生支援機構等の奨学金・給付金の紹介・手続きのほか、精神面の支援として、臨床心理士による学生相談を月 1 回行っている。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		専門課程	介護福祉学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	64 単位	49 単位	4 単位	11 単位	－単位	－単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80 人		43 人	24 人	4 人	30 人	34 人	

※授業の種類で、講義と演習で構成される科目は、講義として分類した。

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画は、学科ごとに年度末に行う授業評価に基づき、前年度の 2 月末に教務主任会議で検討の上作成し、「教育課程ガイダンス」「実習要領」等として印刷し、学生に配布している。 「教育課程ガイダンス」には、授業科目の一覧、担当講師名、単位数・時間数、科目設定のねらいと内容、授業評価の方法を記載している。 「実習要領」には実習の構成（実習目的、施設、単位数、時間数など）、実習の進め方、実習評価の基準、実習の注意事項等を記載している。
成績評価の基準・方法
（概要） 国家試験の受験資格取得を目的とし開設する科目全てが必修科目であるため、同じ学科の学生は全員同じ科目を受講していること。また、1 学年の学生数も少ないことから各科目を 100 点満点での評価として成績を管理し、60 点以上を合格とする等、進級・卒業の基準としている。
卒業・進級の認定基準
（概要） 卒業の認定基準については、学則（兵庫県規則）第 21 条に「修業年限以上在学し、かつ、授業科目にかかる単位をすべて習得した学生に対して卒業を認める。」として、学科試験等（第 20 条）単位の修得（第 20 条の 2）とともに記載しており、県規則として公表している。 卒業に必要な単位の認定に当たっては、運営会議の審議を経て学院長が認定している。
学修支援等
（概要） 各科目の試験・レポートで合格点をとれなかった学生には再試を行っており、再試に向けては担任等がきめ細かく指導を行っている。また、実習においては確実に単位を取得できる基準に達するよう、個々の学生の弱い部分を実習指導教員が重点的に指導している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
18 人 (100%)	0 人 (0%)	18 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 高齢者施設、障害者施設、病院			
(就職指導内容) 事業所就職説明会 学校への求人の紹介・斡旋、就職面接の指導等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 介護福祉士国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
44 人	8 人	18.2%
(中途退学の主な理由) 進路変更、学業不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学業不振の学生に対しては、教員が細かく指導を行い所定のレベルに引き上げるようにしている。 また、経済的な支援として、授業料免除制度、日本学生支援機構等の給付・貸付奨学金及び卒業後 5 年間県内介護施設で就労することにより返済免除となる介護福祉士修学資金貸付制度の紹介・手続きのほか、精神面の支援として、臨床心理士による学生相談を月 1 回行っている。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金 (県外居住者)	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
助産学科	16,000 円 (24,000 円)	150,000 円	319,500 円	その他は教科書、教材、実習着、 実習交通費、保険等(1 年分)
看護学科 (定時制)	16,000 円 (24,000 円)	93,000 円	374,500 円	その他は教科書、教材、実習着、 実習交通費、保険等(1 年分)
歯科衛生学科	17,000 円 (26,000 円)	207,000 円	479,500 円	その他は教科書、教材、実習着、 実習交通費、保険等(1 年分)
介護福祉学科	175,000 円	390,000 円	94,500 円	その他は教科書、教材、実習着、 実習交通費、保険等(1 年分)
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページで公表 https://hseg01.securesite.jp/school/index.html		
評価の基本方針(実施方法・体制)		
・主な評価項目(管理運営、学生支援、学生の確保、社会連携・地域貢献、教育研修・研究活動) ・評価委員会の構成 「自己点検・自己評価報告書(令和3年度～6年度)」99 ページから 100 ページのとおり ・別紙「兵庫県立総合衛生学院自己点検・自己評価委員会規程」及び「自己点検・自己評価委員会名簿」のとおり ・評価結果の活用方法 評価結果において明らかになった課題を踏まえ、各課題の解決に取り組みながら教育内容のさらなる充実に取り組む。 (学校関係者評価を確実に実施するため、実施年度の前年度末までに委員の選任を行う)		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
第三者評価の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		

備考

第三者評価は未実施

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://hseg01.securesite.jp/>

パンフレットは学院へ連絡のこと。

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請の場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード(13桁)	H128210000014
学校名	兵庫県立総合衛生学院
設置者名	兵庫県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く		32(17)人	30(17)人	62(34)人
内 訳	第Ⅰ区分	11人	—	
	(うち多子世帯)	—	—	
	第Ⅱ区分	—	—	
	(うち多子世帯)	0人	0人	
	第Ⅲ区分	—	—	
	(うち多子世帯)	0人	0人	
	第Ⅳ区分(理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分(多子世帯)	—	—	
	区分外(多子世帯)	—	—	
家計急変による 支援対象者(年間)				0人
合計(年間)				62(34)人
(備考)				

※本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分(理工農)とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第49号)第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

- (1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

- (2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確一定	—	0 人	0 人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0 人	0 人	0 人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0 人	0 人	0 人
「警告」の区分に連続して該当	0 人	0 人	0 人
計	—	0 人	0 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0 人	前半期	0 人	後半期	0 人

- (3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
3 月以上の停学	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

- (1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3 月未満の停学	0 人
訓告	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

- (2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA が下位 4 分の 1	—	0 人	0 人

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0 人	0 人	0 人
G P A等が下位4分の1	—	0 人	—
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0 人	0 人	0 人
計	—	0 人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。